

宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃の廃止について

この度、宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃が令和4年4月17日限りで廃止となりました。

関係者の皆様におかれましては、最低工賃の廃止を理由とした工賃引下げを行わないようにご理解とご協力をお願いいたします。

また、引き続き委託状況届の提出等家内労働法の遵守をお願いします。